

魚津市告示第67号

魚津市勤労者生活安定資金融資制度要綱の一部改正について  
魚津市勤労者生活安定資金融資制度要綱（昭和53年魚津市告示第22号）の  
一部を次のように改正する。

令和3年3月25日

魚津市長 村椿 晃

様式第1号中「印」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。